

平成29年12月21日  
四国電力株式会社

## 広島高等裁判所での抗告審における伊方発電所3号機 運転差止仮処分決定に対する異議申立てについて

本年12月13日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所3号機の運転差止めを命じる仮処分の決定が出されました。

本決定は、極めて残念であり、到底承服できるものではないことから、当社は、本日、広島高等裁判所に対し、仮処分の執行停止および保全異議の申立てを行いました。

当社としては、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、今後も、伊方発電所3号機の安全性に係る主張・立証に全力を尽くしてまいります。

以上